

婦人科健診補助金のお知らせ



女性の被保険者を対象に、健康診断や人間ドックのオプションもしくは単独で婦人科健診（乳がん・子宮がん）を実施した場合に利用補助を行います
以前実施していた「レディース健診補助金」から名称変更しております



- ① **対象者** 女性の全被保険者（年齢制限なし）
- ② **補助期間** 年度内4月1日～3月31日
- ③ **補助金額** 乳がん・子宮がんのいずれか一方の検査を実施で3,000円（実費まで）
両方の検査を実施した場合は6,000円（実費まで）の利用補助
年度内1回の利用補助

- ④ **実施方法** 希望する医療機関で婦人科健診（検査）を実施してください

（検査方法）（健保組合で指定する医療機関はありません）

- ・ 乳がん検査 … マンモグラフィ検査、超音波（エコー）検査
- ・ 子宮がん検査 … 頸部・体部細胞診、超音波（エコー）検査

※医師又は検査技師による検査に限る

- ⑤ **申請方法** 申請書の外に検査結果（写）、領収書（写）

※検査後に、医師から口頭のみで結果報告されることが稀にあるようですが、医療機関から交付される検査結果に係る通知書が必要です



注意事項

- ・ 本補助金は年度内で実施した検査を利用補助します。年度外で実施した検査は補助対象外です。
- ・ 日をずらして乳がん・子宮がん検査をそれぞれ単独で実施した場合は併せて申請してください。
- ・ 市区町村で実施しているがん検診を利用された場合は補助対象外です。

また、婦人科検査が組み込まれている健康診断や人間ドックのコースを受診された場合、健康診断と人間ドックそれぞれ単独の利用補助を行います。

（例）婦人科ドック（人間ドック+マンモグラフィ検査） ⇒ 人間ドックのみ利用補助

※39才以下の方が上記人間ドック実施の場合、人間ドックの利用補助もありません

- ・ 自己採取検査や腫瘍マーカー等の検査は補助対象外です。補助対象検査方法を指定しておりますが、その他の検査方法を否定するものでないことを申し添えます。
- ・ 検査結果によっては保険診療に切り換わることがありますが、保険診療については補助対象外です。